

宇陀市監査委員告示第18号

令和5年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和 6年 3月29日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 井谷 憲 司

## 1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

## 2 監査の対象

- (1) 対象団体 社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 対象事務 協議会における宇陀市からの財政援助（社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金）に係る出納その他の事務で、主として令和3年度及び令和4年度執行の事務
- (3) 所管課 健康福祉部介護福祉課

## 3 監査の期間

令和6年2月19日から令和6年3月28日まで

## 4 監査の方法

監査は、協議会に対し令和3年度及び令和4年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また、事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、財務諸表等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質疑等の方法により実施した。

## 5 協議会の概要

### (1) 設立の趣旨

協議会は、宇陀市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、平成18年1月に社会福祉法人大宇陀町社会福祉協議会、社会福祉法人菟田野町社会福祉協議会、社会福祉法人榛原町社会福祉協議会及び社会福祉法人室生村社会福祉協議会が合併し、設立された。

### (2) 事務所の所在地

奈良県宇陀市菟田野松井486番地の1（宇陀市菟田野地域事務所内）

### (3) 組織（令和5年3月31日現在）

役員は19名で、その内訳は理事8名（会長1名、副会長1名含む）、監事2名である。また、評議員は9名である。

事務局は18名で、地域福祉支援係と在宅福祉支援係から成る総務福祉課

が設置されており、会長1名、事務局長1名、課長1名、課長補佐1名、総務地域福祉支援係4名、権利擁護センター3名、児童発達支援事業所にじいろこあら7名で運営している。そのうち総務地域福祉支援係から1人を、宇陀市医療介護あんしんセンターへ派遣している。

(4) 主な事業（令和3年度・令和4年度）

- 1 法人運営の適正化とその組織の機能強化
- 2 安心安全ネットワークづくり
- 3 宇陀市地域福祉活動計画の進行管理
- 4 地域福祉支援活動事業
- 5 生活支援体制整備事業
- 6 重曹的支援体制整備事業（R4～）
- 7 成年後見事業
- 8 医療教室支援事業（こあら教室）
- 9 権利擁護センター（ほっとサポートうだ）の設置（R4～）
- 10 児童発達支援事業所（にじいろこあら）（R4～）
- 11 ボランティアセンター事業
- 12 生活支援体制整備事業
- 13 家計相談支援事業
- 14 子どもの学習支援事業
- 15 総合相談・専門相談（弁護士・精神科医）
- 16 日常生活自立支援事業
- 17 ライフサポート事業
- 18 共同募金運動の推進
- 19 手話奉仕員養成事業（R3 基礎課程・R4 入門課程）
- 20 聞こえのサポーター講座
- 21 宇陀市医療介護あんしんセンターへの職員派遣
- 22 家族介護者交流事業
- 23 家族介護教室
- 24 生活困窮者支援事業
- 25 広報紙等の発行
- 26 善意銀行の運営
- 27 福祉用具の貸与
- 28 不用品のリサイクル
- 29 社会福祉大会の協賛
- 30 その他福祉に関する事業

(5) 宇陀市との関係

協議会の運営に要する経費として、令和3年度に43,962,805円（法人運営事業人件費39,717,263円、運営費4,245,542円）、令和4年度に50,796,783円（法人運営事業人件費44,951,026円、運営費5,845,757円）を交付している。

また、地域福祉活動推進事業費として、令和3年度に367,000円・令和4年度に785,000円を交付している。

その他にも、らくらくバス運行事業を始めとする多くの事業運営を委託している。

また、主たる事務所として令和4年5月より菟田野地域事務所内（3階）を貸与しており、光熱水費を除き使用料は免除している。

(6) 収支の状況

協議会の令和3年度及び令和4年度の収支状況は、第3表のとおりである。なお、協議会の会計は、社会福祉法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

【第3表】

法人運営事業（人件費・運営費）の状況  
(収入)

勘定科目	R3年度(3月31日現在):A	R4年度(3月31日現在):B	比較増減(B-A)
<b>I 事業活動による収入</b>	41,901,317円	47,735,699円	5,834,382円
(1) 経常経費補助金収入	39,694,881円	46,217,900円	6,523,019円
① 市補助金収入	39,600,000円	46,200,000円	6,600,000円
i 職員給与補助金	36,300,000円	41,250,000円	4,950,000円
ii 社協運営補助金	3,300,000円	4,950,000円	1,650,000円
iii 地域包括ケア負担金	0円	0円	0円
iv 生活支援サービス体制整備	0円	0円	0円
② 県社協補助金収入	94,881円	17,900円	△76,981円
地域福祉権利擁護事業補助金	94,881円	0円	△94,881円
ボランティア活動保険助成金	0円	17,900円	17,900円
(2) 受託金収入	1,753,000円	764,200円	△988,800円
① 県社協受託金収入	1,753,000円	764,200円	△988,800円
i 生活福祉資金受託金	1,621,000円	632,200円	△988,800円
ii 民生委員実費弁償受託金	132,000円	132,000円	0円
(3) 事業収入	198,800円	185,600円	△13,200円
① 権利擁護事業収入	198,800円	0円	△198,800円
② 利用料収入	0円	185,600円	185,600円
③ 利用者負担金収入	0円	0円	0円
(4) 雑収入	254,013円	567,410円	313,397円
(5) 受取利息配当金収入	623円	589円	△34円
<b>II 施設整備等による収入</b>	0円	3,204,589円	3,204,589円
<b>III 財務活動による収入</b>	0円	5,625,180円	5,625,180円
合計	41,901,317円	56,565,468円	14,664,151円

(支出)

勘定科目	R3年度(3月31日現在):A	R4年度(3月31日現在):B	比較増減 (B-A)
I 事業活動による支出	62,873,172 円	57,566,889 円	△ 5,306,283 円
(1) 人件費支出	57,465,815 円	49,551,506 円	△ 7,914,309 円
1 役員報酬	674,800 円	696,800 円	22,000 円
2 職員給料	23,756,011 円	26,965,171 円	3,209,160 円
3 職員賞与	7,301,388 円	7,230,605 円	△ 70,783 円
4 退職給付	18,426,943 円	6,169,540 円	△ 12,257,403 円
5 非常勤職員給与	2,183,052 円	2,544,950 円	361,898 円
6 法定福利費	5,123,621 円	5,944,440 円	820,819 円
(2) 事業費支出	1,132,313 円	172,000 円	△ 960,313 円
1 消耗器具備品費	1,000,313 円	40,000 円	△ 960,313 円
2 民生委員実費弁消費	132,000 円	132,000 円	0 円
(3) 事務費支出	4,275,044 円	7,843,383 円	3,568,339 円
1 福利厚生費	52,763 円	49,773 円	△ 2,990 円
2 旅費交通費	2,350 円	0 円	△ 2,350 円
3 研修研究費	1,540 円	7,050 円	5,510 円
4 事務消耗品費	511,306 円	1,915,917 円	1,404,611 円
5 印刷製本費	13,200 円	79,992 円	66,792 円
6 水道光熱費	917,896 円	613,895 円	△ 304,001 円
7 燃料費	46,536 円	12,236 円	△ 34,300 円
8 修繕費	33,000 円	718,387 円	685,387 円
9 通信運搬費	353,301 円	350,105 円	△ 3,196 円
10 会議費	3,157 円	10,102 円	6,945 円
11 業務委託費	522,600 円	524,360 円	1,760 円
12 手数料	120,540 円	310,392 円	189,852 円
13 保険料	581,272 円	799,870 円	218,598 円
14 賃借料	631,962 円	1,868,581 円	1,236,619 円
15 租税公課	6,400 円	11,800 円	5,400 円
16 保守料	46,860 円	81,235 円	34,375 円
17 渉外費	0 円	8,000 円	8,000 円
18 諸会費	187,510 円	166,720 円	△ 20,790 円
19 車両費	79,640 円	149,405 円	69,765 円
20 車両燃料費	111,947 円	124,995 円	13,048 円
21 新聞図書費	33,264 円	36,288 円	3,024 円
22 雑支出	18,000 円	4,280 円	△ 13,720 円
(4) 助成金支出	0 円	0 円	0 円
1 助成金支出	0 円	0 円	0 円
II その他の活動による支出	2,938,075 円	4,289,440 円	1,351,365 円
(1) その他の支出	2,938,075 円	4,289,440 円	1,351,365 円
1 建物附属設備取得支出	788,975 円	2,458,720 円	1,669,745 円
2 器具及び備品取得支出	324,500 円	191,400 円	△ 133,100 円
3 退職共済預け金支出	1,824,600 円	1,639,320 円	△ 185,280 円
(2) サービス区分間繰入金支出	0 円	0 円	0 円
(3) 予備費支出	0 円	0 円	0 円
合計	65,811,247 円	61,856,329 円	△ 3,954,918 円

## 6 監査の結果

### (1) 協議会に関する事項

社会福祉協議会では、急速な少子高齢化や人口減少に伴う過疎化、家庭環境の変化により地域社会や家庭の様相は大きく変容し、また新型コロナウイルス感染症により、高齢者や障がい者、生活困窮者等の複雑・多様化した問題に対応して多種多様な事業が展開されており、成年後見機能と権利擁護支援を充実させるため、成年後見人制度の相談窓口や普及啓発及び後見人等の受任を行っている。また、権利擁護支援等においては中核機関として「宇陀市権利擁護センター・ほっとサポートうだ」を設置し権利擁護支援の地域連携ネットワークの運営にも取り組まれている。

協議会の財務諸表は、特別会計のない一般会計のみとなっているが、協議会の運営のほか、らくらくバス運行事業、いきいきサロン事業、高齢者等サポート隊事業、共同募金配分金事業、成年後見事業、家計相談支援事業、療育教室支援事業等多岐にわたっていることから、実際の会計帳簿は事業ごと

に区分を設けて処理されている。

今回監査対象とした社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金は、協議会の運営に係る法人運営事業において、人件費及び運営費に充てられており、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

菟田野らくらくバス運行事業補助金は、らくらくバスの運行事業に係る運営費に充てられており、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、人口減少により歳入の低下が見通される中、だれ一人取り残さない事業を行っていただきたいとの市からの要請もあり、重曹的な事業が増えている。しかし、現在の職員体制では業務を兼務する職員が複数人おり、地域福祉の充実を目指す意味においても、専門職の人員配置を求めている。

協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、宇陀市から多くの事業の委託、補助を受け、宇陀市と一体となって社会福祉事業を推進し、社会福祉の増進に努めてきた。事業の実施に当たっては、補助金の有効かつ効果的な活用を図るとともに、定期的に事業内容や実施方法の検証に努め、引き続き事業目的の達成に向けて取り組まれない。

## (2) 所管課に関する事項

所管課である介護福祉課においては、社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しており、その交付事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

また、政策推進課においては、菟田野らくらくバス運行事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付しており、その交付事務はおおむね適正に処理されていると認められた。対象事業の効果や改善点を検証した結果、令和5年1月より「らくらくタクシー」運行事業へと変更となっている。その他、厚生保護課においては、委託事業として家計改善支援事業・子どもの学習支援事業を、医療介護あんしんセンターでは、令和4年度からのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業においても、その交付事務はおおむね適正に処理されていると認められた。

補助金の対象となる事業にあっては、貴重な財源の有効活用を図る意味からも、その使途や内容が法令等にも適合し、適正妥当かつ客観的にも公益上必要であると認められるものであることから、交付申請者や実績報告書の審査、及び事業の効果・事業の改善点を見極め、事業目的の達成に向けて十分な確認及び検証に努められたい。